

京都市告示第724号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年3月19日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世137号線	南区久世大築町104番地地先から 同町106番地の2地先まで	旧	メートル 6.20	メートル 7.57 ~ 8.74
		新	6.20	7.57 ~ 8.74
松尾御陵経 23号線	西京区御陵荒木町20番地の1地先から 同町23番地の2地先まで	旧	26.50	4.00 ~ 4.61
		新	28.20	4.61 ~ 6.02
松尾山田経 37号線	西京区御陵溝浦町24番地の1地先から 同町21番地の6地先まで	旧	42.50	3.30 ~ 4.40
		新	42.40	3.30 ~ 5.60
羽束師12号 線	伏見区羽束師菱川町657番地の2地先か ら 同町524番地地先まで	旧	73.90	1.80 ~ 1.90
		新	75.80	0.82 ~ 1.46
羽束師35号 線	伏見区羽束師菱川町657番地の2地先か ら 同町529番地の10地先まで	旧	41.40	5.64 ~ 6.90
		新	41.70	6.00 ~ 7.30

(建設局土木管理部道路明示課)